

藤沢市片瀬地区自治町内会連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、片瀬地区自治町内会連絡協議会（以下「片瀬自治連」という。）と称する。

(目的)

第2条 片瀬自治連は、片瀬地区の自治会・町内会及び地域団体との協調と連携をはかり、地区住民の福祉の向上をはかるとともに、安全で住みよいまちづくりを目的とする。

(事業)

第3条 片瀬自治連は、前条の目的を達成するため、次のことを協議する。

- (1) 地区共通の課題
- (2) 団体事業との連携、協調
- (3) 地域防災の意識高揚
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 片瀬自治連は、片瀬地区内における自治会・町内会長をもつて構成する。

2 次の団体は、賛助会員とし、必要に応じて参加を要請することができる。

- (1) 片瀬地区社会福祉協議会
- (2) 片瀬地区生活環境協議会
- (3) 片瀬地区交通安全対策協議会
- (4) 片瀬地区防犯協会
- (5) 片瀬地区社会体育振興協議会（市民スポーツの会）
- (6) 片瀬地区青少年育成協力会
- (7) 片瀬地区民生委員（児童委員）協議会
- (8) 片瀬地区老人クラブ連合会
- (9) 片瀬地区自主防災協議会
- (10) 片瀬地区消防第一分団
- (11) 片瀬地区消防第二分団
- (12) 片瀬地区消防第三分団

(役員)

第5条 片瀬自治連に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |

(役員を選出、任期)

第6条 役員は次により選出する。

- (1) 会長及び他の役員は、別表に定めたブロックの自治会・町内会から選ばれたそれぞれの代表会員の中から選出し、総会において決定する。
- (2) 補充により選出する場合も、前号と同様とする。

2 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 補充により選出した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は片瀬自治連を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めておく順序に従って会長の職務を代行する。
- (3) 会計は会計事務を処理する。
- (4) 監事は会計を監査する。

(顧問)

第8条 片瀬自治連に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦し、総会において承認を受けるものとする。その任期は、役員に準ずるものとする。
- 2 顧問は、会長が必要と認めた事項の諮問に応ずる。

(会議)

第9条 会議は総会、役員会及び定例会とする。ただし、必要に応じて臨時会を開くことができる。

2 会議は次により開催する。

- (1) 総会は年1回
- (2) 役員会は必要に応じ
- (3) 定例会は5月、8月、12月

3 会議は会長が召集し、その議長となる。

4 会議は会員の過半数により成立し、議事は出席会員の過半数により決定する。

なお、可否同数のときは、議長の決定による。

(総会)

第10条 総会は、次のことを議決する。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 事業報告、決算
- (3) 会則の制定、改廃
- (4) 役員選出の承認
- (5) 会費
- (6) その他、必要と認めるもの

(役員会)

第11条 役員会は、次のことを審議する。

- (1) 総会の議決事項
- (2) 定例会の審議事項
- (3) その他、必要と認めるもの

(定例会)

第12条 定例会は、次のことを審議する。

- (1) 総会の議決事項及び役員会の審議事項
- (2) その他、必要と認めるもの

(専決事項)

第13条 会長は、緊急もしくは軽易な事項について、役員会にはかつて専決処分することができる。ただし、専決処分後は、次の会議において必ず報告するものとする。

(経費)

第14条 片瀬自治連の運営に要する経費は、各自治会・町内会からの会費及びその他の収入をもつてあてる。

(会計年度)

第15条 片瀬自治連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務所)

第16条 片瀬自治連の事務を行うため、事務所を藤沢市片瀬市民センター内におく。

2 事務局長は、片瀬市民センター長をもつてあてる。

付 則

この会則は、平成5年5月10日から施行する。

付 則

この会則は、平成8年5月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成15年5月19日から施行する。

付 則

この会則は、平成16年5月18日から施行する。

付 則

この会則は、平成20年5月20日から施行する。

付 則

この会則は、平成22年5月20日から施行する。

別 表

ブロック名	自治会・町内会
新屋敷	弥生会、新屋敷親睦会、三部会、新屋敷第一町内会、新屋敷第二町内会
片瀬山	片瀬山一丁目～五丁目自治会
東	東り町東会、片瀬三和会、片瀬中央平和会、片瀬目白山町内会
西	西の原会、御行町内会、西方町内会、西浜町内会
五 町	下の谷本町町内会、竜の口町内会、スバナ通り町内会、片瀬海岸二丁目町内会、湘南グリーンハイツ自治会
江 の 島	江の島東町町内会、江の島西町町内会、江の島弁天会